

■2022 年度 A 日程

法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕・一般入学試験

法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

基準日制度および譲渡制限株式が譲渡された場合の譲渡の承認についての基本的理解を問う問題である（会社百選 A28 事件、リーガルクエスト会社法 [5 版] 198 頁以下、田中亘・会社法 [3 版] 298 頁以下などを参照）。

【解説】

甲会社の定款には「毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主を定時総会において議決権を行使すべき株主とする」との基準日の定め（会 124 条 1 項）があった。株主名簿の名義が A から D に書き換えられたのは 4 月 30 日だから、A は基準日株主として本件定時総会で議決権を行使できるはずであるにもかかわらず、甲会社は A の権利行使を拒んで D に議決権を行使させた。この甲会社の取扱の合法性が問われている。

まず、会社法 124 条 4 項が、議決権について会社は、基準日後に株式を取得した者を権利を行使できるものと定めることができると規定していることが上記取扱の根拠となりそうであるが、同項ただし書きに「基準日株主の権利を害することができない」あるように、この規定は、基準日後に新株発行がされた場合のように、当該株式につき基準日株主がない場合の規定であり、本問のような、株式譲渡の場合には適用されない。

次に、A は 2 月に持株全部を B に売却したから、基準日において A は株主ではなく、A の議決権行使を認めなかったことに違法はないとの主張が考えられる。これをどのレベルで主張するかは難しい問題だが、この考えの基礎に、株主名簿の名義書換は対抗要件に過ぎないから（会 130 条）、会社は名義書換がなくても B への株式譲渡（A が株主でなくなり、B が株主になったこと）を認めることができる、との理解がある。しかし、譲渡制限株式の場合はそうならない。判例によれば、承認の無い譲渡制限株式の譲渡は、会社との関係では無効であり、会社は譲渡人（本問では A）を株主として取り扱わなければならない。

会社法 137 条は、譲渡承認が無い場合に、取得者からの承認請求を認めているのではないかとの反論がありそうだが、同条 2 項は、取得者からの承認請求は原則として（例外は会社則 24 条）譲渡人と共同して行わなければならないのであり、取得者だけで請求はできない。本問題では、B の請求に基づいて会社は D を買受人と指定して D が買い取っているが、これは会社法 137 条に違反しており、D は株式を有効に取得できない。

以上、どのように解しても、A の議決権行使を拒んで D に議決権を行使させた甲会社の

取扱は会社法に違反しており、決議方法の法令違反として、取消しの瑕疵があることになる。

以 上